

危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百二十五号）新旧対照条文
 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）
 （傍線の部分は改正部分）

新

旧

別表第四（第一条の十二関係）		品名	数量
備考	樹脂類	綿花類	キログラム 二〇〇
		木毛及びかんなくず	四〇〇
合成	発泡させたもの	ぼろ及び紙くず	一、〇〇〇
		糸類	一、〇〇〇
樹脂類	その他のもの	わら類	一、〇〇〇
		再生資源燃料	一、〇〇〇
合成	発泡させたもの	可燃性固体類	三、〇〇〇
		石炭・木炭類	一〇、〇〇〇
樹脂類	その他のもの	可燃性液体類	立方メートル 二
		木材加工品及び木くず	一〇
樹脂類	その他のもの	綿花類	キログラム 三、〇〇〇
		木毛及びかんなくず	四〇〇
合成	発泡させたもの	ぼろ及び紙くず	一、〇〇〇
		糸類	一、〇〇〇
樹脂類	その他のもの	わら類	一、〇〇〇
		再生資源燃料	一、〇〇〇
合成	発泡させたもの	可燃性固体類	三、〇〇〇
		石炭・木炭類	一〇、〇〇〇
樹脂類	その他のもの	可燃性液体類	立方メートル 二
		木材加工品及び木くず	一〇

別表第四（第一条の十二関係）		品名	数量
備考	樹脂類	綿花類	キログラム 二〇〇
		木毛及びかんなくず	四〇〇
合成	発泡させたもの	ぼろ及び紙くず	一、〇〇〇
		糸類	一、〇〇〇
樹脂類	その他のもの	わら類	一、〇〇〇
		再生資源燃料	一、〇〇〇
合成	発泡させたもの	可燃性固体類	三、〇〇〇
		石炭・木炭類	一〇、〇〇〇
樹脂類	その他のもの	可燃性液体類	立方メートル 二
		木材加工品及び木くず	一〇
樹脂類	その他のもの	綿花類	キログラム 三、〇〇〇
		木毛及びかんなくず	四〇〇
合成	発泡させたもの	ぼろ及び紙くず	一、〇〇〇
		糸類	一、〇〇〇
樹脂類	その他のもの	わら類	一、〇〇〇
		再生資源燃料	一、〇〇〇
合成	発泡させたもの	可燃性固体類	三、〇〇〇
		石炭・木炭類	一〇、〇〇〇
樹脂類	その他のもの	可燃性液体類	立方メートル 二
		木材加工品及び木くず	一〇

一、四（略）

五、再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。

六、可燃性固体類とは、固体で、次のイ、八又は二のいずれかに該当するもの（一気圧において、温度二〇度を超え四〇度以下の間において液状となるもので、次のロ、八又は二のいずれかに該当するものを含む。）をいう。

イ 引火点が四〇度以上一〇〇度未満のもの

ロ 引火点が七〇度以上一〇〇度未満のもの

八 引火点が一〇〇度以上二〇〇度未満で、かつ、
燃焼熱量が三四キロジュール毎グラム以上であるもの

二 引火点が二〇〇度以上で、かつ、燃焼熱量が三

四キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が一〇〇度未満のもの

七、石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。

八、可燃性液体類とは、法別表第一備考第十四号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第十五号及び第十六号の総務省令で定める物品で一気圧において温度二〇度で液状であるもの、同表備考第十七号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で一気圧において温度二〇度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（一気圧において、温度二〇度で液状であるものに限り。）で一気圧において引火点が二五〇度以上

九、合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び

一、四（略）

五、可燃性固体類とは、固体で、次のイ、八又は二のいずれかに該当するもの（一気圧において、温度二〇度を超え四〇度以下の間において液状となるもので、次のロ、八又は二のいずれかに該当するものを含む。）をいう。

イ 引火点が四〇度以上一〇〇度未満のもの

ロ 引火点が七〇度以上一〇〇度未満のもの

八 引火点が一〇〇度以上二〇〇度未満で、かつ、
燃焼熱量が三四キロジュール毎グラム以上であるもの

二 引火点が二〇〇度以上で、かつ、燃焼熱量が三

四キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が一〇〇度未満のもの

六、石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。

七、可燃性液体類とは、法別表第一備考第十四号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第十五号及び第十六号の総務省令で定める物品で一気圧において温度二〇度で液状であるもの、同表備考第十七号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で一気圧において温度二〇度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（一気圧において、温度二〇度で液状であるものに限り。）で一気圧において引火点が二五〇度以上

八、合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び

合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、
ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をい
い、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれら
のぼろ及びくずを除く。

合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、
ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をい
い、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれら
のぼろ及びくずを除く。

新		旧	
<p>第十三条 次の表の上欄に掲げる防火対象物又はその部分には、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備のうち、それぞれ当該下欄に掲げるもののいずれかを設置するものとする。</p>	<p>（水噴霧消火設備等を設置すべき防火対象物）</p>	<p>第十三条 次の表の上欄に掲げる防火対象物又はその部分には、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備のうち、それぞれ当該下欄に掲げるもののいずれかを設置するものとする。</p>	<p>（水噴霧消火設備等を設置すべき防火対象物）</p>
<p>別表第一に掲げる防火対象物の駐車場の用に供される部分で、次に掲げるもの</p>	<p>泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備</p>	<p>別表第一に掲げる防火対象物の駐車場の用に供される部分で、次に掲げるもの</p>	<p>泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備</p>
<p>別表第一に掲げる防火対象物の道路（車両の交通の用に供されるものであつて総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）の用に供される部分で、床面積が、屋上部分にあつては六百平方メートル以上、それ以外の部分にあつては四百平方メートル以上のもの</p>	<p>水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備又は粉末消火設備</p>	<p>別表第一に掲げる防火対象物の道路（車両の交通の用に供されるものであつて総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）の用に供される部分で、床面積が、屋上部分にあつては六百平方メートル以上、それ以外の部分にあつては四百平方メートル以上のもの</p>	<p>水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備又は粉末消火設備</p>
<p>別表第一に掲げる防火対象物の屋上部分で、回転翼航空機又は垂直離着陸航空機の発着の用に供されるもの</p>	<p>泡消火設備又は粉末消火設備</p>	<p>別表第一に掲げる防火対象物の屋上部分で、回転翼航空機又は垂直離着陸航空機の発着の用に供されるもの</p>	<p>泡消火設備又は粉末消火設備</p>
<p>別表第一に掲げる防火対象物の道路（車両の交通の用に供されるものであつて総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）の用に供される部分で、床面積が、屋上部分にあつては六百平方メートル以上、それ以外の部分にあつては四百平方メートル以上のもの</p>	<p>水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備又は粉末消火設備</p>	<p>別表第一に掲げる防火対象物の道路（車両の交通の用に供されるものであつて総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）の用に供される部分で、床面積が、屋上部分にあつては六百平方メートル以上、それ以外の部分にあつては四百平方メートル以上のもの</p>	<p>水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備又は粉末消火設備</p>
<p>別表第一に掲げる防火対象物の駐車場の用に供される部分で、次に掲げるもの</p>	<p>水噴霧消火設備、泡消火設備</p>	<p>別表第一に掲げる防火対象物の駐車場の用に供される部分で、次に掲げるもの</p>	<p>水噴霧消火設備、泡消火設備</p>

政令別表第四（以下）	別表第一に掲げる建築物その他の工作物で、指定可燃物を危険物の規制に関する	危険物政令別表第四に掲げる綿花類、木	水噴霧消火設備、泡消火設備又は全域放	性ガス消火設備	別表第一に掲げる防火対象物の通信機器室で、床面積が五百平方メートル以上のもの	別表第一に掲げる防火対象物の鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分で、床面積が二百平方メートル以上のもの	別表第一に掲げる防火対象物の発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分で、床面積が二百平方メートル以上のもの	別表第一に掲げる防火対象物の発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分で、床面積が二百平方メートル以上のもの	二 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が十以上のもの	一 当該部分の存する階（屋上部分を含み、駐車することができると同時に屋外に出ることができると同時に除外を除く。）における当該部分の床面積が、地階又は二階以上の階にあつては二百平方メートル以上、一階にあつては五百平方メートル以上、屋上部分にあつては三百平方メートル以上のもの	備、不活性ガス消火設備、ハ口ゲン化物消火設備又は粉末消火設備
										不活性ガス消火設備、ハ口ゲン化物消火設備又は粉末消火設備	不活性ガス消火設備、ハ口ゲン化物消火設備又は粉末消火設備

政令別表第四（以下）	別表第一に掲げる建築物その他の工作物で、指定可燃物を危険物の規制に関する	危険物政令別表第四に掲げる綿花類、木	水噴霧消火設備、泡消火設備又は全域放	性ガス消火設備	別表第一に掲げる防火対象物の通信機器室で、床面積が五百平方メートル以上のもの	別表第一に掲げる防火対象物の鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分で、床面積が二百平方メートル以上のもの	別表第一に掲げる防火対象物の発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分で、床面積が二百平方メートル以上のもの	別表第一に掲げる防火対象物の発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分で、床面積が二百平方メートル以上のもの	二 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が十以上のもの	一 当該部分の存する階（屋上部分を含み、駐車することができると同時に屋外に出ることができると同時に除外を除く。）における当該部分の床面積が、地階又は二階以上の階にあつては二百平方メートル以上、一階にあつては五百平方メートル以上、屋上部分にあつては三百平方メートル以上のもの	備、不活性ガス消火設備、ハ口ゲン化物消火設備又は粉末消火設備
										不活性ガス消火設備、ハ口ゲン化物消火設備又は粉末消火設備	不活性ガス消火設備、ハ口ゲン化物消火設備又は粉末消火設備

2

(略)

係るもの	及び木材加工品	る木材加工品	表第四に掲げ	危険物政令別	係るもの	を除く。)	及びゴム製品	品、原料	品、ゴム半製	でないゴム製	性又は難燃性	樹脂類(不燃)	油脂類(不燃)	体類又は合成
備	ン	方	又	ガ	方	備	備	水				粉	消	ハ
化	式	は	ス	式	、	噴	霧	噴				末	火	口
物	の	全	消	の	泡	消	消	霧				消	設	ゲ
消	八	域	火	活	放	火	火	消				火	備	ン
火	口	放	設	性	出	出	出	火				設	又	化
設	ゲ	出	備	性	出	出	出	設				備	は	物

2

(略)

係るもの	及び木材加工品	る木材加工品	表第四に掲げ	危険物政令別	係るもの	を除く。)	及びゴム製品	品、原料	品、ゴム半製	でないゴム製	性又は難燃性	樹脂類(不燃)	油脂類(不燃)	体類又は合成
備	ン	方	又	ガ	方	備	備	水				粉	消	ハ
化	式	は	ス	式	、	噴	霧	噴				末	火	口
物	の	全	消	の	泡	消	消	霧				消	設	ゲ
消	八	域	火	活	放	火	火	消				火	備	ン
火	口	放	設	性	出	出	出	火				設	又	化
設	ゲ	出	備	性	出	出	出	設				備	は	物

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（附則第三条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">新</p>	<p>（危険物等の範囲） 第四条 法第七条第一項第二号の政令で定めるものは、次に掲げるもの（石油類、火薬類及び高压ガス以外のものに限る。）とする。 一 三（略） 四 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類及び同表備考第八号に規定する可燃性液体類 五（略）</p>
<p style="text-align: center;">旧</p>	<p>（危険物等の範囲） 第四条 法第七条第一項第二号の政令で定めるものは、次に掲げるもの（石油類、火薬類及び高压ガス以外のものに限る。）とする。 一 三（略） 四 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第五号に規定する可燃性固体類及び同表備考第七号に規定する可燃性液体類 五（略）</p>